

令和5年8月10日

雲 仙 市

担当課	総務部 人事課
担当者	稲本・松尾
電 話	0957-47-7726 (直通)
F A X	0957-38-3514

「雲仙市職員の懲戒処分」について

標記について、別紙のとおり懲戒処分の内容及び市長コメントをお知らせいたします。

3枚（この送付票を除く。）

○雲仙市職員の懲戒処分について 2枚

○市長コメント 1枚

令和5年8月10日

各報道機関 各位

雲仙市総務部 人事課

雲仙市職員の懲戒処分について

標記につきまして下記のとおりお知らせいたします。

記

事案①

1. 所属、職名、年齢、性別

環境水道部環境政策課 参事補 42歳 男性

2. 処分の内容及び処分年月日

処分内容 : 減給 10分の1、3箇月

処分年月日 : 令和5年8月10日

3. 処分に至った事案の概要

職務怠慢による事務処理遅延及び虚偽の報告などにより、本日、関係職員を「減給（10分の1、3箇月）」処分といたしました。

この事案は、現所属の環境政策課において、事務処理の遅れや業務の進捗管理について上司から継続的に指導を受けていたにも関わらず、市内事業者への支払処理9件及び請求処理2件を怠っていたものであります。

また、遅延防止のために上司等より複数回にわたって本人へ未払の有無等を確認した際に、遅延を認識していたにも関わらず、虚偽の報告を繰り返したものであります。

さらに、過去にも事務処理遅延による職務怠慢で口頭注意処分を受けていたにも関わらず、再び事務処理遅延が発生するなど改善されていないため、今回、懲戒処分といたしました。

事案②

1. 所属、職名、年齢、性別

健康福祉部保護課 参事 59歳 男性

2. 処分の内容及び処分年月日

処分内容 : 戒告

処分年月日 : 令和5年8月10日

3. 処分に至った事案の概要

職務怠慢による事務処理遅延により、本日、関係職員を「戒告」処分といたしました。

この事案は、現所属の保護課において、生活扶助費等国庫負担金等の確定に伴う超過交付額の国への返還金について、納付期限までに支払いを失念し、国への支払が遅延したものであります。

さらに、遅延に伴い延滞金 45,455 円の支払いが生じたものであります。

所管 : 総務部人事課

Tel 0957-47-7726 (直通)

市長コメント

本日、8月10日付けで、事務処理遅延に関して、①市内事業者等に対する支払遅延等、②国への返還金の支払遅延についての以上2件の懲戒処分を行いました。

このような事案が起きたことは誠に遺憾であり、行政に対する市民の皆様の信用を失墜させる行為であり、多大なご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

今後このようなことがないよう、徹底した綱紀粛正を行い、早急に再発防止策を講じるとともに、市民の皆様の信頼回復に全力を挙げて取り組んでまいります。

令和5年8月10日

雲仙市長 金澤 秀三郎